

メディアプレーヤーのためのインテリジェントなシンクロ操作事件（侵害訴訟事件）	
事件の表示	平成24年（ネ）第10084号 判決日：平成25年6月25日 担当部：知的財産高等裁判所第2部 （第1審：東京地方裁判所民事 第40部）
判決	原判決（被告方法は、本件請求項11、12の発明の技術的範囲に入らず、被告製品は、本件請求項14の発明の技術的範囲に入らない。このため、原告の請求はいずれも理由がないから、これを棄却する。）は相当であるため、本件控訴を棄却する。
参照条文	特許法第70条第2項
キーワード	技術的範囲 間接侵害

〔事実関係〕

1. 事案の概要

アップルインコーポレイテッド（原告）は、自己の「メディアプレーヤーのためのインテリジェントなシンクロ操作」に係る特許第4204977号（本件特許）を有する。そして、アップルインコーポレイテッドは、日本サムスン株式会社、及びサムスン電子ジャパン（被告）による各製品の輸入、販売行為が、本件特許の関節侵害に当たると主張して、日本サムスン株式会社、及びサムスン電子ジャパンに対して、特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償金の支払を求め、東京地方裁判所に訴えを提起した。

原審では、原告の請求はいずれも理由がないから、これを棄却するとの判決がなされた（東京地方裁判所平成23年（ワ）第27941号）。

これにてして、アップルインコーポレイテッドが控訴を提起した。

2. 本件特許発明の説明

本件特許発明は、全て方法の発明である。従って、直接侵害ではなく間接侵害で争われている。

（発明1）

【請求項11】

- A1 メディアプレーヤーのメディアコンテンツをホストコンピュータとシンクロする方法であって、
- B1 前記メディアプレーヤーが前記ホストコンピュータに接続されたことを検出し、
- C1 前記メディアプレーヤーはプレーヤーメディア情報を記憶しており、
- D1 前記ホストコンピュータはホストメディア情報を記憶しており、

- E 1 前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報とは、前記メディアプレーヤーにより再生可能なコンテンツの1つであるメディアアイテム毎に、メディアアイテムの属性として少なくともタイトル名、アーティスト名および品質上の特徴を備えており、
- F 1 該品質上の特徴には、ビットレート、サンプルレート、イコライゼーション設定、ボリューム設定、および総時間のうちの少なくとも1つが含まれており、
- G 1 前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報とを比較して両者の一致・不一致を判定し、両者が不一致の場合に、両者が一致するように、前記メディアコンテンツのシンクロを行なう方法。

(発明 2)

【請求項 1 3】

- A 2 メディアプレーヤーのメディアコンテンツをホストコンピュータとシンクロする方法であって、
- B 2 前記メディアプレーヤーが前記ホストコンピュータに接続されたことを検出し、
- C 2 前記メディアプレーヤーはプレーヤーメディア情報を記憶しており、
- D 2 前記ホストコンピュータはホストメディア情報を記憶しており、
- E 2 前記プレーヤーメディア情報と前記ホストメディア情報とは、前記メディアプレーヤーにより再生可能なメディアコンテンツの1つであるメディアアイテム毎に、メディアアイテムの少なくともタイトル名およびアーティスト名を含む属性および品質上の特徴を備えており、
- G 2 当該プレーヤーメディア情報と当該ホストメディア情報とを比較し、両者の一致または不一致を示す比較情報に基づいて、前記メディアプレーヤーと前記ホストコンピュータとの間でメディアコンテンツのシンクロを行ない、
- H 2 更に当該シンクロの処理は、前記比較情報が両メディア情報の不一致を示しているとき、前記プレーヤーメディア情報には含まれ前記ホストメディア情報には含まれない前記メディアアイテムを、前記メディアプレーヤーから削除されるべきメディアアイテムとして特定すること、および前記特定されたメディアアイテムを前記メディアプレーヤーから削除することを含む方法。

(発明 3)

【請求項 1 4】

- F 2 請求項 1 3に記載の方法であって、前記品質上の特徴には、ビットレート、サンプルレート、イコライゼーション設定、ボリューム設定、および総時間のうちの少なくとも1つを含む方法。

3. 原審の判断

被告方法は、本件発明1（請求項1）の構成要件G1、本件発明2（請求項13）の構成要件G2及びH2を充足せず、しかも、本件発明3（請求項14）は本件発明2（請求項13）の従属項であるから、結局、被告方法は、構成要件F2を充足しない。

したがって、被告方法は、本件発明3の技術的範囲に属するとは認められない。

（理由）

①被告各製品は、ファイル名とファイルサイズを用いて、それぞれの音楽ファイルの一致・不一致を判定している。すなわち、音楽ファイルのタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴である総時間の全てが異なっても、ファイル名及びファイルサイズが同一である限り、音楽ファイルのシンクロが行われない。

これに対して、本件発明における「メディア」ないし「メディアアイテム」とは、音楽、ビデオ、画像などのメディアプレーヤーで再生可能なコンテンツを意味する。

従って、「メディア情報」とは、そのようなメディアないしメディアアイテムの属性又は特徴をいう。

上記から、本件発明における「メディア情報」とは、一般的なファイル情報の全てを包含するものではなく、音楽、映像、画像等のメディアアイテムに関する種々の情報のうち、メディアアイテムに特有の情報を意味するものと解するのが相当である。

ゆえに、被告方法は本件発明2等の技術的範囲に属さない。

②原告は、請求項11、13及び14においては、単に「メディア情報」が比較対象となることが規定されているのであって、タイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴の全てを比較対象とすることを求めているものではなく、そもそもいかなる具体的な属性の比較をも求めているものではないと主張するが、構成要件G1及びG2における「メディア情報」の比較においては、「メディア情報」に最低限含まれるタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴の全てが比較されることが当然の前提とされていると解するのが相当というべきである。

4. 第2審裁判所の判断

原判決の認定判断を支持するものであって、控訴人の請求は理由がないものと判断する。その理由は、控訴理由にかんがみ次の2、3のとおり付加するほか、原判決「事実及び理由」中の「第4 当裁判所の判断」1ないし4（原判決30頁9行目～50頁23行目）記載のとおりである。

（1）本件特許のうちの請求項11の本件発明1、請求項13の本件発明2、請求項14の本件発明3の構成要件中、主として充足の有無が争われているのは、本件発明1のG1、本件発明2のG2である。

原判決は、ここにいう「メディア情報」とは、一般的なファイル情報の全てを包含するものではなく、音楽、映像、画像等のメディアアイテムに関する種々の情報のうち、メデ

メディアアイテムに特有の情報を意味する、と判断した。

控訴人は、本件発明の「メディア情報」は「メディアアイテムに特有の情報」ではなく「メディアアイテムに関する情報」と解すべきであることを前提に、原判決で、ファイルサイズが構成要件G 1 及びG 2 における「メディア情報」には該当しないと判断したのは誤りであると主張する。

この点についての判断は、原判決で説示したとおりであるが、なお次のとおり補足して判断する。

本件明細書（甲 2）の記載によれば、本件発明は、「ホストコンピュータおよび／またはメディアプレーヤー上のメディアコンテンツをシンクロまたは管理するための改良されたアプローチのための改良された技術」（段落【0005】）として、メディアコンテンツのシンクロ処理において、ファイル名や更新日ではなく、「メディア情報」を比較することにより、シンクロを「データ転送の量が比較的低いか最小限にされるよう適切に管理されるよう」（段落【0022】）にし、「その結果、シンクロプロセスは、よりインテリジェントに実行される」（段落【0010】）ようにしたものであり、また、本件特許請求の範囲における文言上、「ファイル情報」と規定することなくあえて「メディア情報」と規定しているばかりか、本件明細書等においても、「メディアアイテムが有するファイル情報」などの用語ではなく、あえて「メディア情報」の用語が用いられ、しかも、その用語は、「メディア情報は、メディアアイテムの特徴または属性に関する」（段落【0040】）などと、メディアアイテムに関連付けて表現されていることが認められるから、本件発明における「メディア情報」とは、一般的なファイル情報の全てを包含するものではなく、音楽、映像、画像等のメディアアイテムに関する種々の情報のうち、メディアアイテムに特有の情報を意味するものと解するのが相当である。

（2）控訴人は、原判決が、構成要件G 1 及びG 2 における「メディア情報」の比較においてプレーヤーメディア情報とホストメディア情報に含まれる情報の全てを比較する必要があると判断したのは、誤りであり、当事者双方がいずれも主張していなかった独自のクレーム解釈を不意打ち的に採用したものであって、弁論主義違反の違法があると主張する。

この点については、原審において十分に攻撃防御が尽くされているから、原判決に弁論主義違反の違法はない。

（3）原判決は、特許請求の範囲の記載から、構成要件G 1 及びG 2 におけるメディア情報の比較は、「メディア情報」に最低限含まれるタイトル名、アーティスト名及び品質上の特徴の全ての比較を要求していることが当然に前提とされており、一義的に明らかであると解したが、この解釈も、原判決の説示に照らして支持することができる。

以上